

若者・女性に選ばれる働き続けたい職場づくり推進事業実施業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施します。

令和8年2月26日

盛岡市長 内 舘 茂

## 1 業務の概要

### (1) 名称

若者・女性に選ばれる働き続けたい職場づくり推進事業実施業務委託

### (2) 業務の目的及び委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

### (4) 発注者

盛岡市

### (5) 担当課

市民部市民協働推進課男女共同参画推進室

商工労働部経済企画課

### (6) 提案上限額

6,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 2 提案者の資格要件

次に掲げる要件を満たす法人及びその他の団体とします。

(1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて盛岡市に訪問可能なこと。

(2) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている者

ウ 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市税を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある

者

オ 法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。）のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある者

カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

### 3 提出書類及び提出期限

提出書類は次のとおりですが、申込書類（資格審査に用いるもの）と提案書類（提案内容審査に用いるもの）は、それぞれ提出期限が異なりますので御留意ください。

#### (1) 申込書類

【提出期限：3月12日(木)】

申込書類	部数
ア 提案申込書（様式第1号）	1部
イ 提案資格を有していることを証明する次の書類 (ア) 履歴事項全部証明書（直近6か月以内のもの）の写し（法人のみ） (イ) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、代表者の決定、総会等の運営、財産の管理等の定めがある書類）の写し (ウ) 国に納付すべき「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3） (エ) 盛岡市が保有する税情報及び住民基本台帳の記録の照会・確認することの同意書（様式第2号） ※ (ウ)及び(エ)については、直近（納付期限が到来しているものを指す。）の国税又は市民税等の納税義務がない場合、その理由を記載した申立書（様式第3号）を提出してください。 ※ 現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている法人及びその他の団体については、イの書類提出を不要とします。	各1部
ウ 申請する団体の役員等名簿（様式第4号） ※ 現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている法人及びその他の団体については、ウの書類提出を不要とします。	1部

(グループで申し込む場合は、上記ア～ウに加えて下記エ～カ書類を提出してください。)

申込書類 (グループで申し込む場合)	部数
エ グループ申請構成書 (様式第1-2号)	1部
オ グループの代表者、代表権限、意思決定の手續等グループの組織に関する取 決めに記載した書類	6部
カ グループを構成するすべての法人及びその他の団体ごとに上記イ及びウの 書類	それぞれ イ及びウの とおり。

(2) 提案書類

【提出期限: 3月17日(火)】

提案書類	部数
キ 企画提案書 (様式第5号)	6部
ク 事業予算書 (様式第6号)	6部
ケ 実績調書 (様式第7号) ※ 官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載してください。	6部
コ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの	6部

(グループで申し込む場合は、上記キ～コに加えて下記サの書類を提出してください。)

提案書類 (グループで申し込む場合)	部数
サ グループを構成するすべての法人及びその他の団体ごとに上記ケ及びコの 書類	それぞれ ケ及びコの とおり。

4 提出書類の受付

(1) 受付期限

ア 申込書類 令和8年3月12日(木) 午後5時必着

イ 提案書類 令和8年3月17日(火) 午後5時必着

(2) 提出先

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階  
盛岡市商工労働部経済企画課

(3) 提出方法

持参又は郵送 (簡易書留)

※ 持参の場合、受付時間は土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで

5 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付期限

令和8年3月5日(木) 午後5時

(2) 質問の提出方法

質問票(様式A)に必要な事項を記入の上、電子メールで提出願います。口頭及び質問票によらない質問は受け付けません。

(3) 質問票提出先

「8 問合せ先」に記載の電子メールアドレス宛て提出してください。

なお、電子メール送信の際は、件名を「公募型プロポーザルに係る質問【若者・女性に選ばれる働き続けたい職場づくり推進事業実施業務委託】」としてください。

(4) 質問に対する回答の公表

令和8年3月9日(月)に盛岡市ホームページへ掲載し、公表します。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、当該質問者のみに回答する場合があります。

## 6 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査(書類審査)

参加者が3者以下の場合は、資格要件の審査のみ行います。参加者が4者以上の場合は企画提案書等による書類審査を実施し、3者以内に選考します。

イ 二次審査(プレゼンテーション等による審査)

参加者によるプレゼンテーション及びプレゼンテーションに対する審査員からのヒアリングにより、審査を行います。プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1者当たり40分(プレゼンテーション20分程度、ヒアリング20分程度)とします。

※ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びメディアの使用を認めますが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に市に連絡することとします。また、一次審査で提出したもの以外に追加資料等の配布は認めません。

※ プレゼンテーションの順番については、企画提案書提出の受付順とします。

(2) 審査基準

次に掲げる項目等を総合的に勘案し、評価の高い者を選定します。

なお、審査基準の詳細は、「若者・女性に選ばれる働き続けたい職場づくり推進事業実施業務委託プロポーザル審査要領」を確認してください。

ア 業務目的の理解

イ 企画提案内容

ウ 業務遂行能力

エ 費用

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市ホームページへ掲載し、公表します。

(4) 公募・審査日程（予定）

ア 公募の開始	令和8年2月26日(木)
イ 質問票の受付期限	令和8年3月5日(木)午後5時必着
ウ 申込書類の受付期限	令和8年3月12日(木)午後5時必着
エ 提案書類の受付期限	令和8年3月17日(火)午後5時必着
オ 一次審査の実施	令和8年3月18日(水)～3月19日(木)※予定
カ 二次審査の実施	令和8年3月27日(金)※予定
	二次審査の日時・場所等の詳細は、一次審査による上位3位までの提案者に対し、別途通知します。
キ 審査結果の通知・公表	令和8年3月30日(月)※予定
ク 契約締結	令和8年4月中旬頃※予定

7 その他、提案に係る留意事項

(1) 提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とします。

(2) 提出された書類は、原則として返却しません。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合があります。

(3) 本プロポーザルに関する説明会は開催しません。

(4) 公募資料等のデータは盛岡市ホームページからダウンロードしてください。

(5) 提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

(6) 選定後の契約方法等について、次のとおり御留意願います。

ア 契約は、随意契約とし、第1順位者から見積書を徴収して契約書を作成します。

イ 契約の内容となる仕様書は、別紙仕様書及び第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成しますが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、発注者と第1順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがあります。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとしします。

(7) 今後の社会情勢、天災等の影響又はその他不可効力等により、本プロポーザルの日程及び選考方法等の必要な項目を変更する場合があります。また、本プロポーザルは、市の令和8年度一般会計当初予算の成立及び国（内閣府）の「地域未来交付金（地域未来推進型）」の交付決定を経て実施するものであり、予算成立や交付決定の状況に応じて事業の中止や内容を変更する等の措置を講じることがありますので御留意ください。この変更に伴い、提案者に損害が生

じた場合にあっても、市ではその損害について一切負担しませんので御了承願います。

## 8 問合せ先

盛岡市商工労働部経済企画課企画雇用係

住所：〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階

電話番号：019-613-8298（直通）

電子メールアドレス：keizai@city.morioka.iwate.jp